

## ●期日前投票について

### ◇期日前投票とは

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票は、投票日前であっても、投票日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）制度のことです。

### ◇期日前投票ができるかた

投票日当日、次のような理由で不在になるかたは期日前投票ができます。

- ①冠婚葬祭など、やむを得ない用務に従事しなければならぬかた
- ②疾病、出産などで、投票日当日に投票できないことが予想されるかた
- ③自分の属する投票区の区域外において旅行中または滞在中のかた

### ◇期日前投票の場所と日時

#### ①山形県議会議員選挙

●場所 中央公民館1階文化実習室

●日時 告示日の翌日（4月2日）から投票日の前日（4月9日）まで

#### ②白鷹町議会議員選挙

●場所 中央公民館1階文化実習室

●日時 告示日の翌日（4月20日）から投票日の前日（4月23日）まで

※時間は午前8時30分から午後8時までです。

※土、日曜日でもできます。

※告示日の翌日などで入場券が届いていない場合でも期日前投票することができま  
すので、期日前投票所の受付に申し出てください。

## ●不在者投票について

### ◇他の市町村に滞在されているかたは

業務に従事するため他の市町村に滞在されているかたは、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合、郵便で投票用紙を請求してから投票していただくことになるため、郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに選挙管理委員会でご請求の手続きを行ってください。

### ◇病院等に入院されているかたは

白鷹町立病院や白光園などの施設に入院中のかたは、その場所（施設内）で不在者投票ができますので、それぞれの施設の職員に申し出てください。

## ●郵便等による不在者投票制度について

### ◇郵便等による不在者投票制度とは

身体障がい者のかたで両下肢等の障がいの程度が1級若しくは2級のかた、内臓機能の障がいの程度が1級若しくは3級のかた、免疫・肝臓の障がいの程度が1級から3級のかた、戦傷病者のかたで両下肢若しくは体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症までのかた、内臓機能の障がいの程度が特別項症から第3項症までのかた、または介護保険法上の要介護者で要介護5のかた（いずれも自書することが可能なかた）を対象とし、投票所へ行かなくても自宅で投票できるというものです。

※なお、自宅で「郵便等による不在者投票」をするためには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要になりますので、希望されるかたはお早めに申請の手続きを行ってください。

### ◇郵便等による不在者投票の代理記載制度とは

郵便等による不在者投票の対象となっているかたのうち、身体障がい者のかたで上肢もしくは視覚の障害の程度が1級のかた、戦傷病者のかたで上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までのかたは、代理記載の方法により自宅で投票できます。

代理記載の方法による「郵便等による不在者投票」を希望されるかたは申請の手続きが必要となりますので、お早めに申請の手続きを行ってください。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

## お知らせ

### 白鷹町議会議員選挙立候補予定者説明会及び出納責任者事務説明会

- 日時 3月17日（木）午後1時30分～
- 場所 中央公民館3階大会議室
- その他 会場の都合上、1候補者につき3人までの出席とさせていただきます。

■問い合わせ 選挙管理委員会事務局（☎85-2111）